平成２４年（フ）第６９３４号
大阪市都島区都島南通２丁目１番２―1014号　奥野方
債務者　上田　智子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１号
大阪府高槻市五領町19番18号
債務者　川瀬　敏幸
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５号
大阪市大正区泉尾４丁目12番22―506号
債務者　澤　　佳充
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６号
大阪府守口市梶町４丁目75番10号
債務者　平井　信司
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７号
大阪府守口市梶町４丁目75番10号
債務者　平井賀津美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７号
大阪府高槻市真上町４丁目10番８号　中井マンション203号、前住所大阪府高槻市古曽部町２丁目25番４号
債務者　宮本　雅和
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２７号
大阪市西淀川区竹島４丁目８番20号ＴＯＭＯマンション101号室
債務者　小林　一希
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２８号
大阪市西淀川区竹島４丁目８番20号ＴＯＭＯマンション101号室
債務者　小林美優希
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５１号
大阪府枚方市星丘４丁目21番27―108号
債務者　吉本　克彦
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８８号
大阪府八尾市旭ヶ丘５丁目85番地の１　13―402号
債務者　木下　健一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９６号
大阪府枚方市茄子作２丁目５番28号
債務者　佐野　澄子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４９号
大阪市大正区平尾２丁目２番８号
債務者　河内　早苗（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７２号
大阪府四條畷市清滝新町11番407号
債務者　清水　千明
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５３号
大阪府守口市西郷通１丁目11番21―202号
債務者　竹中　美和
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字南屋敷2762番地　グラフィージュ403号
債務者　飯田　　彩
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
青森県八戸市一番町２丁目９番地３
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２１３０号
名古屋市西区城西町125番地の１　伊藤ハイツ203号、従前の住所名古屋市千種区内山３丁目28番６号　マンション森701
債務者　メンバーズ　クラブ　エレガンスこと　原田英子こと　金　　英愛
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部